



(公財)水道技術研究センター
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28
K. I. S 飯田橋ビル 7F
TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <https://www.jwrc-net.or.jp>

消防水利の基準の一部を改正する件の公布について

令和 5 年消防庁告示第 19 号をもって、消防水利の基準の一部が改正されました。これは、消火栓を設置する水道配管の管径基準を地域の実情に応じた緩和ができるよう、消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会を開催し、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行った結果、一定の要件を満たした場合において水道配管を減径できるとの結論に至ったことによるものです。

このことについて、令和 5 年 12 月 25 日付け消防消第 426 号をもって以下の通知が発出されました。

消防水利の基準の一部を改正する件の公布について

[231225_syoukyu_426.pdf \(fdma.go.jp\)](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/231225_syoukyu_426.pdf)

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/231225_syoukyu_426.pdf

(通知文)

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長
(公印省略)

消防水利の基準の一部を改正する件の公布について

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁においては、令和 4 年の地方からの提案などに関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を受けて、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）第 3 条で定める消火栓を設置する水道配管の管径基準を地域の実情に応じた緩和ができるよう、「消防水利の基準の緩和に向けた意見聴取会」を開催し、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討を行った結果、一定の要件を満たした場合において水道配管を減径できるとの結論に至り、消防水利の基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 19 号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 告示改正内容

(1) 水道配管の減径について（第3条第3項新設）

消火栓を設置する水道配管については、解析及び実測を行い、消火栓の取水可能水量が毎分1立方メートル以上であることを確認できれば、管の直径を75ミリメートル以上とすることができること。

また、この場合、地域の実情に応じた、消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならないこと。

(2) 第3条第2項ただし書の規定により減径できる対象の明確化

今回、第3条第3項が新設されたことに伴い、第3条第2項ただし書の規定により、従来から減径することができた管の対象を明確化したこと。

2 施行期日

令和6年4月1日

3 その他

今回の改正告示に係る運用については、年度内に別途通知する予定

(担当) 管路技術部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r5.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。